

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―五五―一五七

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第一条―第四条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される特	別表第一（第一条―第四条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される特

地官署

	北海道	府県	都道					
	(略)		所在地					
所	幌泉郡えりも町字境局えり		官署					
	(略)							
	四級地	期間)	以外の	(冬期	区分	級別		
	四級地		期)	(冬	区分	級別		

地官署

	北海道	府県	都道					
	(略)		所在地					
所	北海道地		官署					
	(略)							
	四級地	期間)	以外の	(冬期	区分	級別		
	四級地		期)	(冬	区分	級別		

福島県				青森県						
南会津郡	(略)	(略)	四八六	湖畔休屋	字十和田	大字奥瀬	十和田市	(略)	(略)	(略)
関東環境	(略)	(略)	理事務所	立公園管	八幡平国	局十和田	東北環境	(略)	(略)	(略)
四級地	(略)	(略)					二級地	(略)	(略)	
四級地	(略)	(略)					三級地	(略)	(略)	

福島県				青森県						
南会津郡	(略)	(略)	四八六	湖畔休屋	字十和田	大字奥瀬	十和田市	(略)	(略)	(略)
関東地方	(略)	(略)	理事務所	立公園管	八幡平国	環境事務	東北地方	(略)	(略)	(略)
四級地	(略)	(略)					二級地	(略)	(略)	
四級地	(略)	(略)					三級地	(略)	(略)	

(略)	○九三	劍ヶ峯一	字 桧原字	塩原村大	耶麻郡北	(略)	(略)	(略)	一	八六七の	字下ノ原	檜枝岐村
(略)		官事務所	自然保護	局裏磐梯	東北環境	(略)	(略)	(略)		官事務所	自然保護	局檜枝岐
						一級地	(略)					
						二級地	(略)					

(略)	○九三	劍ヶ峯一	字 桧原字	塩原村大	耶麻郡北	(略)	(略)	(略)	一	八六七の	字下ノ原	檜枝岐村
(略)		官事務所	自然保護	所裏磐梯	東北地方	(略)	(略)	(略)		官事務所	自然保護	所檜枝岐
						一級地	(略)					
						二級地	(略)					

		東京都					群馬県	(略)			
町	父島字西	小笠原村	(略)	八五の一	半瀬三八	鎌田字下	品村大字	利根郡片	(略)	(略)	(略)
官事務所	自然保護	局小笠原	関東環境		事務所	然保護官	局片品自	関東環境	(略)	(略)	(略)
		六級地						一級地	(略)	(略)	(略)
		六級地						二級地	(略)	(略)	(略)

		東京都					群馬県	(略)			
町	父島字西	小笠原村	(略)	八五の一	半瀬三八	鎌田字下	品村大字	利根郡片	(略)	(略)	(略)
自然保護	所小笠原	環境事務	関東地方	事務所	然保護官	所片品自	環境事務	関東地方	(略)	(略)	(略)
		六級地						一級地	(略)	(略)	(略)
		六級地						二級地	(略)	(略)	(略)

の九	上四四五	町字家の	大島町元	(略)	(略)	沢	母島字静	小笠原村	
立公園管	根伊豆国	局富士箱	関東環境	(略)	(略)	事務所	然保護官	局母島自	関東環境
理事務所				二級地	(略)				
				二級地	(略)				

の九	上四四五	町字家の	大島町元	(略)	(略)	沢	母島字静	小笠原村			
立公園管	根伊豆国	所富士箱	環境事務	関東地方	(略)	事務所	然保護官	所母島自	環境事務	関東地方	官事務所
				二級地	(略)						
				二級地	(略)						

(略)					新潟県	
(略)	(略)	一二七七	穂正明寺	佐渡市新	(略)	(略)
(略)	(略)	事務所	然保護官	局佐渡自	関東環境	伊豆諸島 管理官事 務所
(略)	(略)				二級地	(略)
(略)	(略)				二級地	(略)

(略)					新潟県	
(略)	(略)	一二七七	穂正明寺	佐渡市新	(略)	(略)
(略)	(略)	事務所	然保護官	所佐渡自	環境事務	理事務所 伊豆諸島 管理官事 務所
(略)	(略)				二級地	(略)
(略)	(略)				二級地	(略)

					島根県	(略)		石川県
					(略)	(略)		白山市白
	五	城北町五	岐の島町	隠岐郡隠	中国四国	(略)	事務所	峰ホ二五 局白山自 然保護官
隠岐管理	理事務所	立公園管	山隠岐国	環境局大		(略)		中部環境
					二級地	(略)		一級地
					二級地	(略)		一級地

					島根県	(略)		石川県
					(略)	(略)		白山市白
	五	城北町五	岐の島町	隠岐郡隠	中国四国	(略)	事務所	峰ホ二五 環境事務 所白山自 然保護官
理事務所	立公園管	山隠岐国	事務所大	地方環境		(略)		中部地方
					二級地	(略)		一級地
					二級地	(略)		一級地

							長崎県	(略)		
浜町二の	五島市東	(略)	(略)	五六の五	西里二九	県町佐護	対馬市上	(略)	(略)	
局五島自	九州環境	(略)	(略)	事務所	然保護官	局対馬自	九州環境	(略)	(略)	官事務所
	二級地	(略)					四級地	(略)		
	二級地	(略)					四級地	(略)		

							長崎県	(略)		
浜町二の	五島市東	(略)	(略)	五六の五	西里二九	県町佐護	対馬市上	(略)	(略)	
環境事務	九州地方	(略)	(略)	事務所	然保護官	環境事務	九州地方	(略)	(略)	官事務所 隠岐管理
	二級地	(略)					四級地	(略)		
	二級地	(略)					四級地	(略)		

							大分県	(略)	
							(略)	(略)	一の
							玖珠郡九	(略)	然保護官
							重町大字	(略)	事務所
							田野二六	(略)	
							○の二	(略)	
							立公園管	(略)	
							理事務所	(略)	
							くじゆう	(略)	
							管理官事	(略)	
							務所	(略)	
							二級地	(略)	
							二級地	(略)	

							大分県	(略)	
							(略)	(略)	一の
							玖珠郡九	(略)	所五島自
							重町大字	(略)	然保護官
							田野二六	(略)	事務所
							○の二	(略)	
							じゆう国	(略)	
							立公園管	(略)	
							理事務所	(略)	
							くじゆう	(略)	
							管理官事	(略)	
							二級地	(略)	
							二級地	(略)	

県		鹿児島						宮崎県		
利町大字	奄美市笠	(略)				九五の五	末永一四	えびの市	(略)	
事務所奄	福岡空港	(略)	官事務所	びの管理	事務所え	公園管理	江湾国立	局霧島錦	九州環境	(略)
	四級地	(略)						一級地	(略)	
	四級地	(略)						一級地	(略)	

県		鹿児島						宮崎県			
(新設)		(略)				九五の五	末永一四	えびの市	(略)		
(新設)		(略)	官事務所	びの管理	事務所え	公園管理	江湾国立	所霧島錦	環境事務	九州地方	務所
	四級地	(略)						一級地	(略)		
	四級地	(略)						一級地	(略)		

備考
(略)

(略)		
(略)	(略)	(略) 和野字長 濱金久三 七四の四
(略)	(略)	(略) 美空港分 室準備室 九州環境 局屋久島 自然保護 七三九の 官事務所 三四三
(略)	(略)	
(略)	(略)	

備考
(略)

(略)		
(略)	(略)	(略) 熊毛郡屋 久島町安 房前岳二 七三九の 三四三
(略)	(略)	(略) 九州地方 環境事務 所屋久島 自然保護 官事務所
(略)	(略)	
(略)	(略)	

二 (略)

別表第二(第四条関係)

一 一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が

支給される準特地官署

都道	府県	所在地	官署
(略)	(略)	山形県 酒田市草津字湯ノ 台七一の一	(略)
(略)	(略)	東北環境局鳥海南 麓自然保護官事務 所	(略)

二 (略)

別表第二(第四条関係)

一 一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が

支給される準特地官署

都道	府県	所在地	官署
(略)	(略)	山形県 酒田市草津字湯ノ 台七一の一	(略)
(略)	(略)	東北地方環境事務 所鳥海南麓自然保 護官事務所	(略)

備考 (略)

二 冬期に限り特勤手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道	府県	北海道	備考 (略)
所在地	上川郡上川町中央 町六〇三	(略)	(略)
官署	北海道環境局大雪 山国立公園管理事務所	(略)	(略)

備考 (略)

二 冬期に限り特勤手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道	府県	北海道	備考 (略)
所在地	上川郡上川町中央 町六〇三	(略)	(略)
官署	北海道地方環境事 務所大雪山国立公 園管理事務所	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。